

6 給与の内訳

Table with 2 columns: 勤務先名, 収入金額. Includes a total row at the bottom.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with 5 columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a note for foreign stock dividends.

9 雑所得(公的年金等)に関する事項

Table with 2 columns: 支払者の名称, 収入金額. Includes a total row at the bottom.

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with 4 columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for calculating total transfer and one-time income. Includes columns for income, expenses, and a calculation formula: 合計 1+[(0+A)×1/2].

14 事業税に関する事項

Table for business tax calculation. Includes sections for non-taxable income, depreciation, and business opening/closing dates.

12 事業専従者に関する事項

Table for business family members. Includes columns for name, address, birth date, and tax allowance. Includes a summary row for tax recognition.

15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table for dividend and stock transfer tax relief. Includes a text box for calculation rules and a table for inputting amounts.

13 別居の扶養親族等に関する事項

Table for non-cohabiting family members. Includes columns for name, address, and personal ID number.

16 寄附金に関する事項

Table for donations. Includes a table for inputting donation amounts and a text box for rules.

17 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deductions. Includes columns for name, address, birth date, and disability status.

この申告書に係る所得等のある方は、市民税・道民税申告書(分離課税等用)をあわせて提出してください。

申告書の書き方

(給与・年金所得者向け)

令和6年度 市税・道民税 (国民健康保険税) 申告書

表

現住所	恵庭市京町1番地	電話番号	xxxx-xx-xxxx	
1月1日現在住所	同上	個人番号	xxxxxxxxxxxxxx	
提出年月日	フリガナ エニワ ケイタ	生年月日	世帯主の氏名	続柄
年 月 日	氏名 恵庭 恵太	明・大 28年6月11日	恵庭 恵太	本人

上場株式等の申告不要制度利用の方は、「上場株式の申告不要制度を利用」と朱書きしてください。

(9) 収入金額

自営業の方や、不動産を持っている方は売上金額や家賃収入を記入してください。
給与や年金の支払いを受けている方は、総支給額を記入してください。(源泉徴収票の「支払金額」欄に書かれている金額)
給与・年金支払者の内訳は申告書裏面の「6 給与の内訳」欄に、年金支払者の内訳は同じく裏面の「9 雑所得(公的年金等)に関する事項」に記入してください。※右記参照

(10) 所得金額

自営業や不動産を持っている方は、収入金額から必要経費を差し引いた額を記入してください。
給与や年金の支払いを受けている方は、下記の速算表により算出した金額を記入してください。
※所得金額調整控除の対象となる方は、速算表による算出金額から控除を差し引いた額

6 給与の内訳

勤務先名	収入金額
〇〇株式会社	480,000 円
合計	480,000 円

9 雑所得(公的年金等)に関する事項

支払者の名称	収入金額
厚生労働省	1,142,296 円
国家公務員共済組合	1,359,667 円
合計	2,501,963 円

(1) 個人番号

平成29年度より個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりました。

(2) 社会保険料控除

給与・年金から引かれているものは、「給与・年金差引き」欄に合算して記入してください。
(※本人以外から差し引かれたものは含まない)
それ以外で、ご自身で納付書や口座振替にてお支払いしている国民健康保険や後期高齢者医療保険等は「国民健康保険(後期高齢者医療保険等)欄」、国民年金保険料等は「国民年金等」欄、介護保険料は「介護保険等」欄にそれぞれ記入後、全ての合計を「合計」欄に記入してください。

(3) 生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社が作成した控除証明書に記載されている控除対象金額(支払金額)を記入してください。
計算式は裏面をご覧ください。

(4) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

寡婦控除とは、いわゆる「ひとり親」に該当せず、配偶者と離婚や死別をした場合に要件に当てはまる人が対象です。
ひとり親控除とは、婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない場合に要件に当てはまる人が対象です。
(令和3年度より、寡婦控除の名称がひとり親控除に変わりました。)
勤労学生控除とは、納税者自身が勤労学生である場合に要件を満たす人が対象です。
要件の詳細は裏面をご覧ください。

(5) 障害者控除

本人もしくは扶養している方が障害者手帳等をお持ちの場合に対象となる控除です。
詳細は裏面をご覧ください。

(6) 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の方の氏名、生年月日、個人番号、合計所得金額を記入し、同居か別居にチェックをいれてください。
控除額の詳細は裏面をご覧ください。
合計所得金額が48万円以下で障害者控除の対象になる場合は、「障害者控除」欄にも記入してください。

(7) 扶養控除

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号、続柄を記入し、同居か別居にチェックをいれ、控除額を記入してください。
別居の扶養親族がある場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。
控除額の詳細は裏面をご覧ください。
合計所得金額が48万円以下で障害者控除の対象になる場合は、「障害者控除」欄にも記入してください。

(8) 医療費控除

申告の際は「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(2) 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料		
⑬	給与・年金差引き	59,400 円		
	国民健康保険(後期高齢者医療保険等) 国民年金等	223,600 円		
	介護保険等	12,000 円		
	合計	295,000 円		
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		
	50,000 円	95,000 円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
	4,200 円			
(3) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	① 寡婦控除 (死亡 生死不明 離婚 未婚)			
⑯ 障害者控除	1 氏名 恵庭 恵太	障害の程度 <input type="checkbox"/> 特別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
	2 氏名	障害の程度 <input type="checkbox"/> 特別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
	3 氏名	障害の程度 <input type="checkbox"/> 特別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
⑰ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者氏名 恵庭 和花	生年月日 明・大 42.5.21		
	個人番号	配偶者の合計所得金額 0 円		
⑱ 扶養控除	1 氏名 恵庭 めぐみ	生年月日 明・大 13.11.19		
	個人番号	続柄 子		
	氏名	続柄		
⑲ 16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	平・令	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>
	個人番号	続柄		
	氏名	生年月日	平・令	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>
	個人番号	続柄		
⑳ 雑損控除	氏名	生年月日	平・令	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>
	個人番号	続柄		
	氏名	生年月日	平・令	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>
	個人番号	続柄		
㉑ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額		
	92,345 円	20,000 円		

(9) 収入金額	事業	営業等	ア			円	
	不動産	農業	イ				
	利子	不動産	ウ				
	配当	子	エ				
	給与	当	オ				
	(10) 所得金額	雑	公的年金等	キ	2	501	963
		雑	業務	ク			
		雑	その他	ケ			
		雑	短期	コ			
		雑	長期	カ			
雑		一時	シ				
(11) 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬	295	000		
		小規模企業共済等掛金控除	⑭				
		生命保険料控除	⑮	57	700		
		地震保険料控除	⑯	4	200		
	寡婦、ひとり親控除	⑰	0	000			
	勤労学生、障害者控除	⑱	270	000			
	配偶者(特別)控除	㉑	380	000			
	扶養控除	㉒	630	000			
	雑損控除	㉓					
	医療費控除	㉔	2	247			
基礎控除	㉕	480	000				
合計	㉖	2	119	147			

※所得控除は所得税法の金額で記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市税・道民税の精算方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

給与所得の速算表	
給与の収入金額(㉖)	給与所得金額
1円以上 550,999円以下	0円
551,000円以上 1,618,999円以下	(㉖)-550,000円
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	(㉖)×2.4 +100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	(㉖)×2.8 -80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	(㉖)×3.2 -440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(㉖)×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	(㉖)-1,950,000円

(12) 所得金額調整控除

17 所得金額調整控除に関する事項(12)									
氏名	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	特別障害者に該当する場合	該当	別居の場合の生			
個人番号									

1 子ども・特別障害者等を有する者の所得金額調整控除

令和5年中の給与等の収入金額が85万円を超える給与所得者で、(1)のイ〜ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の控除額を給与所得から控除します。
(1)適用対象者
イ 本人が特別障害者に該当する者
ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
該当する方がいる場合には、申告書裏面の「17 所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。
(2)所得金額調整控除
(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-85万円)×10% = 控除額(※1円未満の端数があるときは、切り上げ。)

2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

令和5年中において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。※
(1)適用対象者
令和5年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者
(2)所得金額調整控除額
(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円の場合は10万円))-10万円 = 控除額(※上記1の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。)

(11) 所得から差し引かれる金額

各控除の詳細については裏面をご覧ください。記入の際は所得税法の控除金額を記入してください。
市・道民税の計算の際には、市・道民税の控除額に置き換えて計算いたします。

所得控除（所得から差し引かれる金額）について

社会保険料控除 令和5年中に支払った社会保険料の合計金額。所得税と市・道民税の控除額は同じです。

生命保険料控除

I 新契約(平成24年1月1日以降に契約した生命保険、個人年金保険、介護医療保険)

所得税		市・道民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
80,000円超	40,000円(上限)	56,000円超	28,000円(上限)

II 旧契約(平成23年12月31日以前に契約した生命保険、個人年金保険)

所得税		市・道民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	50,000円(上限)	70,000円超	35,000円(上限)

下記の表を使って計算すると便利です。

一般の生命保険料			
新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を上記計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額
旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を上記計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額
合計		円	①+②
合計		円	③

介護医療保険料			
保険料等の金額の合計額	C	円	Cの金額を上記計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額
合計		円	④

個人年金保険料			
新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を上記計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額
旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を上記計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額
合計		円	⑤+⑥
合計		円	⑦

生命保険料控除(①+③+⑦)	円
----------------	---

地震保険料控除

区分	所得税控除額			市・道民税控除額		
	支払金額	計算式	限度額	支払金額	計算式	限度額
地震保険料	1円以上	支払保険料の金額	50,000円	1円以上	支払保険料×1/2	25,000円
旧長期損害保険料	10,000円以下	支払保険料の金額	15,000円	5,000円以下	支払保険料の金額	10,000円
	10,001円以上20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円		5,001円以上15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	
	20,001円以上	一律15,000円		15,001円以上	一律10,000円	
合わせて	合計(最高50,000円まで)			合計(最高25,000円まで)		

※ 旧長期損害保険料～平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除証明書をご確認ください。)

勤労学生控除

合計所得金額が75万円以下、勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下である方が対象です。

所得税控除額	市・道民税控除額
27万円	26万円

寡婦控除、ひとり親控除

令和3年度(令和2年分)から、「ひとり親控除」が加まりました。また、これまでの「寡婦控除」が「ひとり親控除」に変わりました。

本人が女性	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	本人合計所得		～500万	～500万	～500万
	扶養親族 あり	子	35万 (30万)	35万 (30万)	35万 (30万)
子以外		27万 (26万)	27万 (26万)	-	
なし		27万 (26万)	-	-	

本人が男性	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	本人合計所得		～500万	～500万	～500万
	扶養親族 あり	子	35万 (30万)	35万 (30万)	35万 (30万)
子以外		-	-	-	
なし		-	-	-	

寡婦控除

ひとり親控除

※ 死別・離別・未婚とも、住民票で事実婚であると明記されている場合を除く。寡婦控除については、配偶者の生死が明らかでない(生死不明・未婚)人も対象。※ 表の上段は所得税、下段()内は住民税の控除額。

配偶者控除・配偶者特別控除

申告者の令和5年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象とはなりません。しかし同一生計配偶者となり、住民税を計算する上では扶養扱いになります。同一生計配偶者に該当する場合は、申告書表面「同一生計配偶者」欄に✓を記入してください。

下記の判定表で、申告者の合計所得金額(A)～(C)、配偶者の合計所得金額①～④、どこに該当するか確認の上、控除額表に当てはめて確認してください。

判定表	申告者の令和5年中の合計所得金額	配偶者の令和5年中の合計所得金額
(A) 900万円以下(給与収入の場合1,095万円以下)		① 48万円以下かつ年齢70歳以上(S29.1.1以前生)
(B) 900万円超950万円以下(給与収入の場合1,095万円超1,145万円以下)		② 48万円以下かつ年齢70歳未満
(C) 950万円超1,000万円以下(給与収入の場合1,145万円超1,195万円以下)		③ 48万円超95万円以下
		④ 95万円超133万円以下

	配偶者控除			配偶者特別控除							
	①	②	③	④							
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
A	48万円 (38万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	36万円 (33万円)	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円 (26万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	24万円 (22万円)	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円 (13万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	12万円 (11万円)	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

※ 表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合に適用。

区分	対象生年月日	同居	控除額
老人扶養親族(70歳以上)	S29.1.1以前	同居	58万円 (45万円)
		別居	48万円 (38万円)
特定扶養親族(19～22歳)	H13.1.2～H17.1.1		63万円 (45万円)
一般の控除対象扶養親族	S29.1.2～H20.1.1		38万円 (33万円)
年少扶養親族(16歳未満)	H20.1.2～R5.12.31		-

※ 死亡している場合は死亡日までの現況となる。
※ 表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。

基礎控除

納税者本人の合計所得に応じてそれぞれ次のとおりです。

令和5年中の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円 (43万円)
2,400万円超2,450万円以下	32万円 (29万円)
2,450万円超2,500万円以下	16万円 (15万円)
2,500万円超	0円 (0円)

※ 表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

障害者控除

区分	普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
本人	27万円	40万円	-
	(26万円)	(30万円)	
扶養1人につき	27万円	40万円	75万円
	(26万円)	(30万円)	(53万円)

※ 特別障害者は身体障害1・2級、療育A、精神障害1級、介護認定4・5が該当。
※ 表の上段は所得税、下段()内は住民税の控除額。
※ 16歳未満の年少扶養親族も控除対象。

恵庭市役所 総務部 財務室 税務課 市民税担当
0123(33)3131 内線1413・1414・1415